

高知県教育委員会 会議録

令和2年6月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和2年6月9日(火) 13:30

閉会 令和2年6月9日(火) 14:43

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育委員(教育長職務代理者)	平田 健一
	教育委員	中橋 紅美
	教育委員	木村 祐二
	教育委員	永野 隆史
欠席者	教育長	伊藤 博明
	教育委員	森下 安子

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	高橋 慎一
〃	教育次長	高岸 憲二
〃	教育次長	長岡 幹泰
〃	参事兼人権教育・児童生徒課長	黒瀬 渡
〃	教育政策課長	菅谷 匠
〃	小中学校課長	武田 浩志(報告事項のみ)
〃	高等学校課長	濱川 智明(付議3号は除く)
〃	特別支援教育課長	平石 勝久(報告事項のみ)
〃	保健体育課長	前田 義朗
〃	教育政策課課長補佐	泉 千恵
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	三谷 玲子(会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	小島 文晴(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長職務代理者 6月定例委員会を開催する。

本日は、教育長が不在のため、教育長職務代理者の私が議事の進行をさせていただきます。

まず、教育長の職務代理について報告する。教育長が病氣療養により不在となるため、6月8日から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に基づき、教育長職務代理者の指名を受けている私が、職務を代理することとなった。また、職務代理者が行う職務のうち、一部の事務については、教育委員会事務局の高橋教

育次長が受任されているので、あわせて報告する。

また、本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事務局からの出席者を議案関係課のみとしている。

教育次長（総括） （提案説明）

教育長職務代理者 付議第3号は、個人の情報を含む議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

教育長職務代理者 それでは、付議第3号を非公開の取扱いとする。

【報告第1号 高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金の未収金債権に係る高知県債権管理条例に基づく債権放棄について (人権教育・児童生徒課)】

○参事兼人権教育・児童生徒課長 説明

○質疑

永野委員	資料3ページ【参考】の帯グラフについて、説明をお願いする。
事務局	全体が②の貸与総額であり、7,194件で総額が80億円余りを地域改善対策奨学金として貸与してきた。そのうちの約58億円が免除(⑦)となっている。未到来債権、つまり償還期限が到来していないものが右側にある⑨である。すでに返還してもらっているものが左側にある④である。そして(全体の)5%が⑤の未収額となっている。
永野委員	未到来債権のあとから出てくるものは、いつ頃終わることになるか。まだ長い間かかるのか。貸したものは何年以内に返すというようなことはあるのか。
事務局	大体時効が10年間となっている。令和7年度が最終調定となっている。
木村委員	何とも言いようのない違和感があるが、所在が不明な人やお金がなく支払いができない人から回収できないのは分かるが、払う意思がないから免除するというのは、どういう意味なのか。払いたくないと言えば免除になるのであれば、このような貸付制度はありえなくなってくるように思う。
事務局	制度上のことから言うと、税の滞納とは違うので、いわゆる強制執行はできない。また、奨学金ということもあり、基本的には自発的な支払い以外になかなか回収が見込まれないということになっている。支払わないという意思表示があった場合には、どうしても放棄を検討せざるを得ない状況になっている。
職務代理者	事務局として、3ページ(5)今後の取組の2点について進めていくこ

	とになると思うので、よろしくお願ひしたい。
--	-----------------------

【報告第2号 賠償金及び賠償金に附帯する遅延損害金の未収金債権に係る高知県債権管理条例に基づく債権放棄について (高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

永野委員	平成26年9月5日の案件については、警察への報告はなかったのか。
事務局	当然警察にも通報して、聴取等確認している。
永野委員	ということは、本人も呼ばれて事情聴取されているということか。
事務局	そうである。
永野委員	(放棄の)理由は強制執行の対象となる財産がないためということか。12,050円を払えない生活をしているということなのか。執行するための金額までいかないということか。
事務局	少額(県が回収の取り組みの際に負担する催告の費用等の額が、回収できる債権額よりも大きい場合)であるためということである。
木村委員	器物破損で刑事罰は受けないのか。
中橋委員	それは事案によると思う。 これは、支払督促はしないのか。支払いの請求も公的な請求もしないで放棄するのか。
事務局	これまでも文書あるいは訪問等でこちらからアクションを起こしてきたが、応答がなかったということである。
中橋委員	裁判所を通じた債権の回収はもうしないということか。それはいくら位ならしないという金銭的な基準はあるのか。
事務局	(当該債権の場合は)大体30万円程度までとなる。

【報告第3号 学校等における新型コロナウイルス感染症に係る対応について (教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

永野委員	小学生・中学生・高校生のみなさんにメッセージを出したということだが、実際に子どもたちからコロナに関連して人権侵害やいじめ、あるいは個人の悩みなどの相談があるか。
事務局	これまで本県学校関係では、芸西小の児童と沖ノ島に赴任した中学校教員、私立学校の教員3名の感染があった。その辺りの状況を各教育事務所に聞くところによると、本人、その家族、またそこに住む住民は、非常に厳しい誹謗中傷を受けていたということを知っている。そういった状況を、事務局の各課長で構成する人権教育推進委員会で報告して、やはりこういった厳しい誹謗中傷があるということで、学校再開時には、この機会に、子どもたちに対して、仲間外しなどをするのではなく、みんなで協力して危機を乗り越えよう、そういう教育がまずは必要ではないかということから、このメッセージを学校再開前に発出した。ある学校では、全校放送で、校長がこのメッセージを読み上げたということもある。各学校でそれぞれ活用していただいていると報告を受けている。
永野委員	そういった手厚いフォローがあるということはよく分かった。実際に(メッセージにある)番号にかかってきて、コロナに関連したしんどいなどの相談はあるのか。
事務局	ある。スクールカウンセラーからの報告で、少数ではあったが、コロナ感染症に関連して、子どもが学校に行きたくない、怖がっているとか、悩んでいるという相談もある。現在、学校は再開しているが、今回の状況から(親が)まだ行かせたくないということで、コロナ関係でまだ学校に登校せず欠席している子どももいると聞いている。
永野委員	LINE 相談もあるか。
事務局	そちらにも相談はある。
永野委員	不登校の児童生徒が増えるのではないかと心配している。
事務局	現在、20校を指定校として取組を進めているが、その20校の学校再開後4週間の状況を聞き取ると、それほど従前より増えている感じではない。ただ、その20校の中に、コロナ感染症が怖いため、(子どもを)行かせたくないという新規の不登校になりつつある芽が少し見えてきている。今後小中高等学校全校で、再開4週間後の調査を行うので、その際に同じような割合が出ると、かなりの新規の不登校生が増えてきそうな気がする。その対策をどうしていくかしっかりと検討していきたいと考えている。

【専決処分報告第1号 5月定例教育委員会への付議議案（第1号）の取消しに関する
専決処分報告 (高等学校課)】

【専決処分報告第2号 令和3年度高知県立中学校及び高等学校の入学定員に関する専
決処分 (高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

	【質疑等なし】
職務代理者	まず、専決処分報告第1号の承認を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
職務代理者	専決処分報告第1号を原案のとおり承認する。
職務代理者	次に、専決処分報告第2号の承認を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
職務代理者	専決処分報告第2号を原案のとおり承認する。

【付議第1号 令和3年度高知県立高等学校入学志願者取扱要項に関する議案
(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

中橋委員	今年はこのような状況だが、この日程が変わる予定は視野に入れているか。
事務局	現在のところは、この予定で進めていく。当然、今後どのように状況が変わるかも分からないし、国からもそういった通知が来ているので、状況をみて検討していく必要があると考えている。
事務局	あわせて、本県の学校の臨時休業に伴う影響について、今年度で言うと高知市は実質25、26日程度の授業が実施できていない。そうした影響についても、連携をとってそれぞれの様子を聞いているところである。大体30日弱の休業期間のうち、半分程度の日数は、夏季休業期間を短縮するなどして、実日数として確保して補っていく。残りの部分については、行事の精選をする。ただし、精選するといっても、例えば、運動会をやらないということではなく、準備に多く充てていた時間を少し授業に戻すなど。本県の状況で言うと、最も授業が出来ていなかったところは高知市内になる

	<p>が、そこでもそういった形で行うことによって、年度内に予定していた教育課程を終わらせることができる見込みで聞いている。当然再度の感染拡大という状況になると、またそういったシュミレーションをしながら考えなければならないのは、先ほどの高等学校課長の説明どおりだが、現時点では、このスケジュールで県内の子どもたちに関しては、必要な学習を終えられるという想定をしている。</p>
職務代理者	<p>専決処分報告で入学定員の一覧の表記を「学科(科・コース)」に修正したが、(付議第1号の)資料1ページの下に、「実施校、学科・科(コース)」とあり、表記が違う。定員一覧だと「学科(科・コース)」になっているが、少し気になる。その辺りの整合性をきちんと説明できるようにしてもらいたい。表記の違いは何だろうかと思う。</p>
事務局	<p>分かった。表記については、確認させていただく。</p>
職務代理者 各委員	<p>付議第1号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手</p>
職務代理者	<p>付議第1号を原案のとおり議決する。</p>

【付議第2号 令和3年度高知県立中学校入学志願者取扱要項に関する議案（高等学校課）】

○高等学校課長 説明

○質疑

中橋委員	<p>変更点のところで、「第1学年に出願できる者」と「入学志願者」は必ずしもイコールではないという説明があったが、「入学志願者」という言葉が要項の2ページ「IV 検査内容」や「V 入学予定者の決定」のところで使われている。これは昨年も同じように使われていて、ただ昨年は「第1学年に出願できる者」という意味合いでこの言葉を使っていたということになるのか。意味が違となると、ここに同じ言葉が入っているので、これでいいのだろうか。</p>
事務局	<p>今回変更させてもらったのは、「第1学年に出願できる者」という表現であれば、「I 出願資格1ア・イ」に該当する者ということになる。一方、「入学志願者」は、実際に出願をした人ということになり、先ほどのご指摘のIV、Vの「入学志願者」は実際に出願をした人ということで、今回整理させてもらった。</p>
中橋委員	<p>出願をできる者の範囲は広く、高知県の小学校6年生全員ということで、その中から志願した者が入学志願者という意味合いになるということだ</p>

	が、そうなる、と、昨年の入学志願者という言葉自体が少し不正確だったということになるか。定義が少しずれていたということになる。
事務局	(昨年のように) カッコ付きで書いてしまうと、そういうことになる。
中橋委員	そうであれば、2 ページの入学志願者は変えなくてもよいということか。
事務局	そうである。
職務代理者 各委員	付議第 1 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手
職務代理者	付議第 1 号を原案のとおり議決する。

【付議第 3 号 令和 3 年春の叙勲（学校保健功労）候補者推薦議案 (保健体育課)】

○保健体育課長 説明

○質疑

【非公開】

	【質疑等なし】
職務代理者 各委員	付議第 1 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手
職務代理者	付議第 1 号を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

専決処分報告第 1 号及び第 2 号 原案どおり承認
付議第 1 号から第 3 号 原案どおり議決